

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

証拠申出書

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2020年8月31日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

頭書事件について、以下のとおり証人及び原告本人の尋問の申し出をする。

第1 大垣警察署関係

1 証人 坂上壽秋

(1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課長（情報交換開始当時）

坂上 壽秋（呼出・主尋問40分）

(2) 立証趣旨

岐阜県警警備部において原告らの個人情報を収集し保管（保有）していること、シーテック社と原告らに関する情報交換を行ったこと、原告らの個人情報をシーテック社に提供したこと。

(3) 尋問事項

- ① 証人の経歴、職務
- ② 警備課の業務内容、日常業務
- ③ 原告らの個人情報を収集した経緯、目的・必要性、方法、収集した情報の内容、及びその保管状況
- ④ 原告らの個人情報を収集、保管、提供したことの法的根拠
- ⑤ 原告らの個人情報を利用・提供する手続
- ⑥ シーテック社と情報交換をするようになった経緯
- ⑦ シーテック社との情報交換で原告らの実名を挙げることにした経緯
- ⑧ シーテック社に提供した原告らの個人情報の内容
- ⑨ シーテック社から収集した原告らの個人情報の内容と保管・利用状況
- ⑩ シーテック社から収集した原告らの個人情報を岐阜県警警備部に報告していた経緯
- ⑪ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

シーテック社の風力発電事業の予定地は養老署管内であって大垣署管内ではないにもかかわらず、管轄外の大垣署警備課の警察官がシーテック社と原告らの動向に関する情報交換を始めたのは、岐阜県警警備部の指示によるものと考えられるので、その経緯を明らかにする必要がある。また、証人は原告らと個人的な知り合いではないことから、原告らに関する個人情報とその評価を入手したこと、及びこれらをシーテック社に提供したことについて、どのような内部手続が行われたかを明らかにする必要がある。さらに、実際にシーテック社と情報交換をして得た原告らの個人情報をどのように管理し、報告し、利用したかを明らかにする必要がある。

上記事実関係について、被告県は認否をしないので、シーテック社との情報交換に当たった警察官本人の証言によって確認するほかない。

2 証人 横山裕之

(1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課長（朝日新聞報道当時）

横山裕之（呼出・主尋問30分）

(2) 立証趣旨

坂上警備課長の業務を引き継いだ証人は、シーテック社との情報交換を続け、原告らの個人情報を収集し、保管（保有）し、また、原告らの個人情報をシーテック社に提供したこと。上記情報交換の実態が新聞報道により白日の下に曝されたとき、シーテック社との情報交換を中断するか否かについて大垣署警備課と岐阜県警警備部との間で協議が行われ、原告らの個人情報の収集状況に変化が生じたか否かを明らかにすること。

(3) 尋問事項

- ① 証人の経歴、職務
- ② 証人坂上からの職務の引継ぎ状況
- ③ シーテック社との情報交換を継続した理由、その目的
- ④ 原告らの個人情報を収集した経緯、目的・必要性、方法、収集した個人情報の内容、及びその保管状況
- ⑤ 原告らの個人情報を収集、保管、提供したことの法的根拠
- ⑥ 原告らの個人情報を利用・提供する手続
- ⑦ シーテック社に提供した原告らの個人情報の内容
- ⑧ シーテック社との情報交換の継続の有無、ないし中断した理由
- ⑨ シーテック社から収集した原告らの個人情報の保管・利用状況
- ⑩ シーテック社から収集した原告らの個人情報を岐阜県警警備部に報告していた経緯
- ⑪ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

証人坂上についてのものに加え、本件では、朝日新聞の報道をきっかけにシーテック社との情報交換を終了したか、何らかの変更をしたか、継続しているかが不明であるので、この点について明らかにする必要がある。

3 証人 前田 某

(1) 証人の表示

〒503-0838 岐阜県大垣市江崎町4-2-2-10 大垣警察署

大垣警察署警備課巡查長（情報交換当時）

前田 某（呼出・主尋問30分）

(2) 立証趣旨

岐阜県警警備部において原告らの個人情報を収集し、保管（保有）していること、シーテック社と原告らに関する情報交換を行ったこと、原告らの個人情報

報をシーテック社に提供したこと。

(3) 尋問事項

- ① 証人の経歴、職務
- ② シーテック社との情報交換の状況
- ③ 情報交換についての記録の作成、及び作成した記録の扱い
- ④ 第4回情報交換の際、上司からの事前の指示の内容、及び事後の報告の有無、内容
- ⑤ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

証人は、大垣警察署警備課の職員のなかでは唯一全ての情報交換に立ち会った者であるから、シーテック社作成の議事録の内容の正確性や情報交換の全容について立証するため尋問の必要性が極めて高い。

第2 岐阜県警察本部関係

1 証人 警備第1課長（情報交換開始当時）

(1) 証人の表示

〒500-8501 岐阜市藪田南2丁目1-1 岐阜県警察本部

警備第1課長（情報交換開始当時）（呼出・主尋問30分）

(2) 立証趣旨

岐阜県警警備部において原告らの個人情報を保管（保有）していること、大垣署警備課にシーテック社と原告らについての情報交換を指示したこと、収集した原告らの個人情報を警察庁警備局に報告していたこと。

(3) 尋問事項

- ① 岐阜県警警備部が情報収集の対象としている者を選定する基準
- ② 収集すべき対象者の個人情報の項目
- ③ 岐阜県警警備部が保有する個人情報の管理状況

- ④ 岐阜県警警備部が2013年7月当時保有していた原告らの個人情報の有無、内容
- ⑤ 岐阜県警警備部が原告らの言動や行動に関心を持ち、原告らの個人情報を収集する理由
- ⑥ 岐阜県警警備部が2013年7月31日付岐阜新聞の記事で、原告三輪、同松島らが風力発電事業に関する勉強会を開催したことを知り、公安警察として関心を抱いた経緯
- ⑦ 大垣署警備課にシーテック社との情報交換を通じて原告らの個人情報を収集することを指示した経緯
- ⑧ 大垣署警備課がシーテック社から取得した原告らの個人情報を報告させた状況
- ⑨ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

原告らは、大垣署管内のみで活動しているわけではないので（原告三輪、同松島の居住地は養老署の管轄）、原告らを情報収集の対象とし、シーテック社と情報交換を行うことを指示しているのは岐阜県警警備部に他ならない。岐阜県警警備部では、原告らの個人データを保有しており、さらに集積していればこそ、警備部組織として原告ら各自の言動や行動、行動予測に強い関心を抱いている。そこで、岐阜県警警備部において、原告らと直接、間接に接触することになるであろうシーテック社との情報交換を大垣署警備課の警察官に行わせることにし、シーテック社との情報交換に際して原告らの個人情報を使わせ、さらには原告らの個人情報を収集させることにしたものであるから、その経緯を明らかにする必要がある。

2 証人 警備第1課長（朝日新聞報道当時）

(1) 証人の表示

〒500-8501 岐阜市藪田南 2 丁目 1-1 岐阜県警察本部

警備第 1 課長（朝日新聞報道当時）（呼出・主尋問 20 分）

(2) 立証趣旨

岐阜県警警備部において原告らの個人情報を保管（保有）していること、シーテック社への原告らの個人情報の提供が違法であること。

(3) 尋問事項

- ① 大垣署警備課とシーテック社が原告らについての情報交換を行っていたことが朝日新聞に報道されたときの岐阜県警警備部内の反応状況
- ② 朝日新聞に報道されたことについて警察庁警備局と相談した状況
- ③ 警察庁警備局から岐阜県警警備部が指示、助言された内容
- ④ 報道後、大垣署警備課に対して行った指示内容
- ⑤ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

原告らの個人情報の収集をだれ（県警か警察庁か）が決めていたかは、その法的責任を明らかにする上で不可欠である。本来、新聞報道されるはずのない、秘密裏の情報交換の内容が新聞報道されたことで、その後もシーテック社との情報交換を続けるかどうかについて岐阜県警警備部内でなされた検討内容を明らかにする必要がある。その検討は、岐阜県警警備部だけで決められることではなく、警察庁警備局の指示なくして決められることではないから、警察庁警備局とのやりとりの経過を明らかにする必要がある。

第 3 警察庁関係

1 証人 高橋清孝

(1) 証人の表示

〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号 警察庁

高橋清孝（情報交換当時警察庁警備局長）（呼出・主尋問 30 分）

(2) 立証趣旨

警察庁警備局において原告らの個人情報を保管（保有）していること。

(3) 尋問事項

- ① 証人の警察庁警備局長の在任期間
- ② 公安情報の一種である個人情報の収集・管理・利用・廃棄に関する内規の有無・名称・内容
- ③ 警察庁警備局と都道府県警察警備部（警視庁は公安部）の間での個人情報の提供関係の内規の有無・名称・内容
- ④ 原告らの個人情報を収集する警察庁警備局内の根拠基準
- ⑤ 警察庁警備局における原告らの個人情報の保有状況
- ⑥ 岐阜県警大垣署がシーテック社から取得した原告らの個人情報を警察庁警備局で受け取った後の管理、利用状況
- ⑦ シーテック社との情報交換が朝日新聞に報道されたのちの岐阜県警警備部との協議、指示の内容
- ⑧ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

個人に関する公安情報はそれ自体が犯罪に該当するようなものではないから、都道府県単位の警察にとってはどのような個人について情報を収集すればよいか判別ができない。仮に都道府県警察ごとに判別してしまうと、日本社会全体としての「公共安全と秩序の維持」のための警察活動に役立たない。したがって、個人に関する公安情報としてどのような人物のどのような情報を収集するかは警察庁警備局で決めるほかない。そしてその利用法についても統一的去る必要がある。したがって、個人情報の収集が「公共安全と秩序の維持」という観点から正当化され得るとしても、警察庁警備局において何らかの基準を作り、これを全国の警察に示さざるを得ない。そこで、警察庁警備局において警察法2条1項の「公共安全と秩序の維持」のために合法的と認め、

収集対象とすべき個人の判断基準、個人情報の内容事項、都道府県警察警備部における収集方法、警察庁警備局への報告体制、利用方法等を明らかにする必要がある

さらに、大垣署警備課とシーテック社との情報交換が朝日新聞に報道された際、情報交換を継続するのかどうかは岐阜県警警備部だけで判断することはできない事項であるので、警察庁警備局との協議内容、指示の内容を明らかにする必要がある。

2 証人 大石吉彦

(1) 証人の表示

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 警察庁

大石吉彦（現警備局長）（呼出・主尋問20分）

(2) 立証趣旨

警察庁警備局が原告らに関する個人情報を保管（保有）していること。

(3) 尋問事項

- ① 公安情報の一種である個人情報の収集・管理・利用・廃棄に関する内規の有無・名称・内容
- ② 警察庁警備局と都道府県警察警備部（警視庁は公安部）の間での個人情報の提供関係の内規の有無・名称・内容
- ③ 原告らに関する個人情報の保有状況
- ④ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

朝日新聞の報道後、原告らが岐阜県警に自己情報開示請求をしたところ、「存否応答拒否」という対応であった。原告らが開示請求した時点で既にすべて抹消していたのであれば、「不存在」という結論と、「存在しないので」という理由で回答すればよいところを、「存否応答拒否」としたのはこの当時もその後

も保有し続けている可能性が高い。その上、本訴において個人情報の抹消請求を行っているところ、その事実関係について被告らは認否をしない。そこで、警察庁警備局において原告らの個人情報を保有しているのかどうかを明らかにする必要がある。

第4 シーテック社関係

1 証人 加藤 廣

(1) 証人の表示

〒467-0804 名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地 株式会社シーテック
加藤 廣 (呼出・主尋問40分)

(2) 立証趣旨

大垣署警備課からの働きかけによって情報交換を行ったこと、大垣署警備課から原告らの個人情報を提供されたこと、原告らの個人情報を収集するようになったこと、これを大垣署警備課に提供したこと。

(3) 尋問事項

- ① 証人の経歴、職務
- ② 大垣署警備課と原告らについての情報交換を行うに至った経緯
- ③ シーテック社と公安警察との情報交換の状況
- ④ 証人が参加した第1回、第2回情報交換の議事録の内容の正確性
- ⑤ 議事録の存在と内容が朝日新聞に報道された際のシーテック社内の反応
- ⑥ 上記報道後の大垣署警備課の警察官との原告らに関する情報交換の継続の有無、内容
- ⑦ 上記報道後、社内で廃棄等された大垣署警備課との情報交換に関する資料の有無、内容
- ⑧ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

シーテック社は上石津町内で風力発電事業を始めるに当たって、同事業によって生活や健康などに影響を受ける可能性がある地域住民らが懸念する事項について誠実に考え誠実に回答すべきところを、これをせず、むしろ公安警察と密接に連携し、上記事業に不安や疑問を抱くあるいは抱きそうな住民や市民らの動向について情報交換をすることを通じて孤立化させ、上記事業を強行しようとした。このような手法がシーテック社の通常のやり方なのか今回は異例だったのか、このようなことがシーテック社、さらには同社の親会社である中部電力において行われているとすれば、シーテック社や中部電力の事業に係る地域住民について同様のことが行われている可能性が高い。本件におけるシーテック社と大垣署警備課の原告らに関する情報交換の経緯ないし経過を明らかにすることによって、公安警察による原告らの個人情報の収集・利用の異常性、違法性を明らかにする。

被告らは、情報交換の内容について認否せず、議事録（甲1）の記載内容についても否認をしているので、情報交換の相手方であり、議事録の作成者であるシーテック社の責任者（再生可能エネルギー事業本部風力発電部地域対応G長）である証人を尋問する必要性は高い。

2 証人 玉田 某

(1) 証人の表示

〒467-0804 名古屋市瑞穂区洲雲町4丁目45番地 株式会社シーテック

玉田 某（呼出・主尋問30分）

(2) 証明すべき事実

大垣署警備課からの働きかけによって情報交換を行ったこと、大垣署警備課から原告らの個人情報を提供されたこと、原告らの個人情報を収集するようになったこと、これを大垣署警備課に提供したこと。

(3) 尋問事項

- ① 証人の経歴、職務
- ② 第1回ないし第4回情報交換の議事録の内容の正確性
- ③ 証人が大垣署警備課の警察官に提供した原告らの個人情報の入手方法
- ④ 第3回及び第4回情報交換に証人だけが参加することになった経緯
- ⑤ 第3回及び第4回情報交換で大垣署警備課の警察官に話す原告らの個人情報についてのシーテック社内での決裁手続
- ⑥ 原告近藤が中部電力の株主総会に出席し発言したことを証人が知った経緯
- ⑦ 原告近藤が中部電力の株主総会に出席し発言したその発言内容を、大垣署警備課の警察官に伝えることについて、中部電力及びシーテック社で了解を得た社内決裁手続の経過
- ⑧ その他本件に関連する事項

(4) 尋問の必要性

証人加藤についてのものに加え、証人玉田はシーテック社の従業員としてただ一人、大垣署警備課との情報交換全4回すべてに参加していた者であり、議事録内容の正確性及び情報交換の全容を明らかにするために尋問の必要性は高い。

第5 原告ら本人尋問

1 原告 三輪唯夫（同行・主尋問30分）

(1) 立証趣旨

同原告がその個人に関する情報を警察に収集、保管、利用（提供）されたことの違法性及び権利侵害について

(2) 証明すべき事実及び尋問事項

- ① 原告の来歴について
- ② 警察による情報収集等による精神的苦痛について

③ その他本件に関連する事項

2 原告 松島勢至（同行・主尋問20分）

（1）立証趣旨

同原告がその個人に関する情報を警察に収集、保管、利用（提供）されたことの違法性及び権利侵害について

（2）証明すべき事実及び尋問事項

- ① 原告の来歴について
- ② 警察による情報収集等による精神的苦痛について
- ③ その他本件に関連する事項

3 原告 近藤ゆり子（同行・主尋問20分）

（1）立証趣旨

同原告がその個人に関する情報を警察に収集、保管、利用（提供）されたことの違法性及び権利侵害について

（2）証明すべき事実及び尋問事項

- ① 原告の来歴について
- ② 警察による情報収集等による精神的苦痛について
- ③ その他本件に関連する事項

4 原告 船田伸子（同行・主尋問20分）

（1）立証趣旨

同原告がその個人に関する情報を警察に収集、保管、利用（提供）されたことの違法性及び権利侵害について

（2）証明すべき事実及び尋問事項

- ① 原告の来歴について

- ② 警察による情報収集等による精神的苦痛について
- ③ その他本件に関連する事項

以上